

目進ニュータウン自治会環境整備規約

(規約制定の主旨)

第1条 この規約は、当団地における環境整備と保全に関する権限及び、責任、管理運営等について定める。

(目 的)

第2条 この規約は、自治会として当団地が最高の環境を維持し、かつ快適な生活を営み、秩序、保安、防災等共同の利益を図るため、必要な基準を設け、住みよい環境を保つことを主目的とする。

(遵守事項)

第3条 当団地内においては、次に掲げる行為を慎まなければならない。

1. 騒音(バイク等)、臭気の発散、塵埃の無断投棄、道路の占有、その他団地内の環境を損なうこと
2. 公共施設等に無断で害を加えること
3. 団地内の道路は、歩行者優先とし、これを乱すこと
4. その他団地内の秩序を乱すこと

(専門委員会)

第4条 自治会会則第17条に基づき選任された専門委員は、必要によりまたは会長の要請により専門委員会を開催し、諮問事項について協議解決を図るものとする。

(新築等申請関係)

第5条 当団地内は、既存宅地確認申請・建築確認申請のほか、切土、盛土の規模により砂防指定地域内行為許可申請・宅地造成に関する工事の許可申請が必要である。

1. 団地内に建物を新築または同一敷地内で大規模な修繕・建替工事をしようとする場合は、自治会長の承認を得るものとする。
2. 自治会長は、申請書の提出を受けたときは、必要に応じ専門委員に諮るものとする。

(建築物の制限)

第6条 集合住宅（共同住宅）の建設を禁止する。建築することのできる建物は、原則として一戸建てとする。

ただし、次の建物は除く。

1. 用品店舗および住宅に併設した店舗
2. クリーニング店の取扱所および住宅に併設した同加工場
3. その他団地内の環境を損なう虞のない場合
4. 自治会長が承認した場合

(一画地の面積)

第7条 200㎡以上を原則とする。ただし、次の場合は除く。

1. 平成2年3月31日迄に分筆登記申請が完了の200㎡以下の一区画（登記原因日を除く。）
2. 専門委員および自治会長の承認を得て、平成2年4月1日以降分筆登記する場合は、160㎡以上とする。ただし、旗竿（敷地延長）部分は含まないものとする。

(注) 日進市宅地開発等に関する指導要綱第9条

市街化調整区域 指定値 200㎡以上（当団地内）

市街化区域 指定値 160㎡以上

(高さの制限)

第8条 当団地内に建設する建物は、2階建以下とする。高さは9.0m以内とする。ただし、やむを得ない場合には、自治会長の承認を得るものとする。併せて、隣接住民に事前に説明し理解を得ること。（市役所建築課と連絡を密にとる）

又、2階建てでロフトや収納室を設ける建物は、構造上近隣住民に日当たりなど支障がある場合を考慮し、その旨を別途、近隣住民に説明し了承を得ること。

(隣棟間隔)

第9条 敷地内の建築物の配置については、原則として次の空地を設けるものとする。

1. 地境界線より 0.9m以上（東、北、西側共）
2. 増築を計画する場合は、隣家への日照について充分考慮し、環境を損なわないようにする。

(同意・承諾)

第10条 自治会長は、第5～第9条に関する同意・承諾等に当たり、専門委員に諮り承認を得て、同意・承諾書に記名押印するものとする。

(浄化槽)

第11条 浄化槽の管理者（使用者）は、保守点検・清掃・管理の義務がある。

1. 原則として、年2回以上の清掃を実施し、臭気等により環境を損なうことのないようにする。
2. 浄化槽の管理者（使用者）は、浄化槽管理士の登録を受けた浄化槽清掃業者に委託することができるものとする。

(団地の清掃)

第12条 団地内の清掃は、次により実施する。

1. 大掃除については、6月および10月とする。
2. 小掃除については、原則偶数月の最終日曜日とする。
3. 1の大掃除の場所および日時は、役員会で決める。

4. 大掃除に欠席した場合は、欠席金（５００円）を支払う。ただし、身体上の都合で困難な方や、病気の方は班長に申し出て承諾された場合は免除とする。また、緊急時などは適用外とする。

(集会所の清掃とふれあい広場の整備)

第13条 集会所の清掃とふれあい広場の整備は、毎月１回各班輪番で実施する。

1. 集会所とふれあい広場の人員配置は、班長の判断で実施する。
2. 欠席した場合は、欠席金（５００円）を支払う。ただし、身体上の都合で困難な方や、病気の方は班長に申し出て承諾された場合は免除とする。また、緊急時などは適用外とする。

(団地協力金等)

第14条 当団地に居住する者および敷地所有者は、次により協力する。

1. 新規入居者は、宅地確認申請・建築確認申請にあたり、次の費用を自治会に納入のうえ同申請書の同意・承認を受けるものとする。
 - (1)入会金 金 2,000円
 - (2)団地協力金 金 100,000円
2. 敷地所有者は、所有敷地の草刈り・清掃等を行い環境保全に努めるものとする。ただし、これに代えて自治会に委託することもできる。

付 則

この規約は、平成2年6月1日付制定実施する。

平成15年3月26日 改正

平成20年3月25日 改正

平成23年3月20日 改正

平成27年3月15日 改正

平成30年3月18日 改正

令和03年3月14日 改正